

○国土交通省告示第千二百十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)、(十)及び(十一)から(十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(六)、(七)、(三七)及び(三六)並びに二項(三四)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。

別表第一

一	法 第二十八項又は第三			
	(三)	略		
(イ)検査項目	機械換気設備	機械換気設備		
(ロ)検査事項	(略)	各居室の給気口及び排気口の位置		
(ハ)検査方法		給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。		
(ニ)判定基準		著しく局部的な空気の流れが生じていること		

改正前

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(七)から(十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(六)、(七)、(三七)及び(三六)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。

別表第一

一	法 第二十八項又は第三			
	(三)	略		
(イ)検査項目	機械換気設備	機械換気設備		
(ロ)検査事項	(略)	各居室の給気口及び排気口の位置		
(ハ)検査方法		給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録に		
(ニ)判定基準		著しく局部的な空気の流れが生じていること		



室等を除く。

(九)	
機械換気設備 (中)	
各居室の換気量	
給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速	
令第二十条の二第一号ロ若しくはハの規定に	

室等を除く。

(十)	
各室の換気量	
給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速	<p>上の測定方法により確認する。)</p> $V = 3600 \nu A$ <p>この式において、<math>V</math>、<math>\nu</math>及び<math>A</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V</math> 換気量(単位 一時間につき 立方メートル)</p> <p><math>\nu</math> 平均風速(単位 一秒につきメートル)</p> <p><math>A</math> 風道断面積(単位 平方メートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでも足りる。</p>
令第二十条の二第一号ロの規定に適合しない	<p>の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合には、還気中の酸化炭素含有率が百分の千を超えていること又は還気と外気との酸化炭素含有率の差が百分の六百五十を超えていること。</p>

中央管  
理方  
式の  
空気  
調和  
設備  
を  
含む。  
性能

を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。

$$V = 3600 \cdot \nu \cdot AC$$

(この式において、 $V$ 、 $\nu$ 、 $A$ 及び $C$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $V$  換気量 (単位 一時間につき 立方メートル)
- $\nu$  平均風速 (単位 一秒につき メートル)
- $A$  給気口断面積 (単位 平方メートル)

適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあつては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。  
イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあつては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。  
ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあつて

を測定し、次の式により換気量を算出する (風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。)

$$V = 3600 \cdot \nu \cdot AC$$

(この式において、 $V$ 、 $\nu$ 、 $A$ 及び $C$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $V$  換気量 (単位 一時間につき 立方メートル)
- $\nu$  平均風速 (単位 一秒につき メートル)
- $A$  給気口断面積 (単位 平方メートル)

こと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六

C 次の式により  
計算した給気量  
に対する外気の  
混合比

$$C = \frac{V_2}{V_1}$$

この式において  
 $V_1$  及び  $V_2$  は、  
それぞれ次の数  
値を表すものと  
する。

$V_1$  空気調和設  
備の送風空気  
量(単位 一  
時間につき立  
方メートル)  
 $V_2$  空気調和設  
備への取り入  
れ外気量(単  
位 一時間に  
つき立方メー  
トル)

は、還気  
と外気の  
二酸化炭  
素含有率  
の差が百  
万分の六  
百五十を  
超えてい  
る(と)。

C 次の式により  
計算した給気量  
に対する外気の  
混合比(還気風  
量が混合され  
ている場合は、換  
気比率を乗じて  
算出する数値)  
百五十を超  
えているこ  
と。

$$C = \frac{V_2}{V_1}$$

この式において  
 $V_1$  及び  $V_2$  は、  
それぞれ次の数  
値を表すものと  
する。

$V_1$  空気調和設  
備の送風空気  
量(単位 一  
時間につき立  
方メートル)  
 $V_2$  空気調和設  
備への取り入  
れ外気量(単  
位 一時間に  
つき立方メー  
トル)

ただし、前回の検  
査以降に同等の方  
法で実施した検査

(七)	(六)	(五) (三)	(十)
中央管理方式の空調設備			
空気調和設備の性能		(略)	(略)
各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。
令第二百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	

(六)	(七)	(五) (三)	(十)
中央管理方式の空調設備			
空気調和設備の性能		(略)	(略)
各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
令第二百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	

(三)	(二)	(一)	
各居室の二酸化炭素含有率 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規	各居室の一酸化炭素含有率 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	各居室の浮遊粉じん量 居室の中央付近において粉じん計により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	

(三)	(二)	(一)	
各居室の二酸化炭素含有率 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規	各居室の一酸化炭素含有率 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	各居室の浮遊粉じん量 居室の中央付近において粉じん計により測定する。 令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	により確認することとで足りる。

二 換気設備を設けるべ			
(七)	(六)	略	(三)
自然換気設備及び機械換気設備			
排気筒及び煙突と可	排気筒及び煙突の状況	(略)	各居室の気流
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺	目視又は触診により確認する。		居室の中央付近において風速計により測定する。
令第百十五項第一項第三号イ(2)又	断熱材に脱落又は損傷があること。		令第百二十九条の二の六第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。
			定に適合しないこと。

二 換気設備を設けるべ			
(七)	(六)	略	(三)
自然換気設備及び機械換気設備			
排気筒及び煙突と可	排気筒及び煙突の状況	(略)	各居室の気流
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺	目視又は触診により確認する。		居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することにより確認することとで足りる。
令第百十五項第一項第三号又は第	断熱材が脱落又は損傷していること。		令第百二十九条の二の六第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。
			検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより確認することとで足りる。
			定に適合しないこと。

等室理調き

(三)	略	
(略)	<p>燃物、電線等との距離</p> <p>等により測定する。</p>	<p>は第二項の規定に適合しないこと。</p>
<p>機械換気設備の換気量</p> <p>排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \nu A$ <p>この式において、<math>V</math>、<math>\nu</math>及び<math>A</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V</math> 換気量 (単位 一時間につき 立方メートル)</p> <p><math>\nu</math> 平均風速 (単位 一秒につき メートル)</p> <p><math>A</math> 開口断面積 (単位 平方メートル)</p>	<p>令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号段第三の規定に適合しないこと。</p>	

等室理調き

(三)	略	
(略)	<p>燃物、電線等との距離</p> <p>等により測定する。</p>	<p>二項の規定に適合しないこと。</p>
<p>機械換気設備の換気量</p> <p>排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V = 3600 \nu A$ <p>この式において、<math>V</math>、<math>\nu</math>及び<math>A</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>V</math> 換気量 (単位 一時間につき 立方メートル)</p> <p><math>\nu</math> 平均風速 (単位 一秒につき メートル)</p> <p><math>A</math> 開口断面積 (単位 平方メートル)</p> <p>ただし、前回の検</p>	<p>令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号段第三の規定に適合しないこと。</p>	

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法	三	
(九)	略	
防火ダンパ 一等(外壁 の開口部で 延焼のおそ れのある部 分に設ける ものを除く 。)	(略)	
連動型 防火ダ ンパー の煙感 知器、 熱煙複 合式感 知器及 び熱感 知器と の連動 の状況		
		発煙試験器、加熱 試験器等により作 動の状況を確認す る。
		感知器と連 動して作動 しないこと 。

設気換きづ基に項三第は又項二第条八十二第法	三	
(九)	略	
防火ダンパ 一等	(略)	
連動型 防火ダ ンパー の煙感 知器、 熱煙複 合式感 知器及 び熱感 知器と の連動 の状況		
		発煙試験器、加熱 試験器等により作 動の状況を確認す る。ただし、前回 の検査以降に同等 の方法で実施した 検査の記録がある 場合にあつては、 当該記録により確 認することですり る。
		感知器と連 動して作動 しないこと 。
		査以降に同等の方 法で実施した検査 の記録がある場合 にあつては、当該 記録により確認す ることですりる。

		等室居たれらけ設が備
一項(四)及び(三)	一項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	
前回の検査後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記	前回の検査後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録	
<p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認すること足りる。</p>		

		等室居たれらけ設が備

別表第二

一 令 第二百三十三号 第三項 第二号 規 定 規 則 規 定 規 則				
(九)		略	略	
排煙機				(イ) 検査項目
排煙機の性能		(略)		(ウ) 検査事項
排煙機の排煙風量		(略)		(ハ) 検査方法
<p>煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60 A V_m$ <p>この式において、<math>Q</math>、<math>A</math>及び<math>V_m</math>は、それぞれ次の数値を表すものとす</p> <p><math>Q</math> 排煙風量(単</p>		<p>令第二百二十三号第三項第二号若しくは第二百二十九条の十三の三第三十三項(これらの規定中</p> <p>臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)</p> <p>又は第二百二十六条の三</p>		(ニ) 判定基準

録

別表第二

一 令 第二百三十三号 第三項 第二号 規 定 規 則 規 定 規 則				
(九)		略	略	
排煙機				(イ) 検査項目
排煙機の性能		(略)		(ウ) 検査事項
排煙機の排煙風量		(略)		(ハ) 検査方法
<p>煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。</p> $Q = 60 A V_m$ <p>この式において、<math>Q</math>、<math>A</math>及び<math>V_m</math>は、それぞれ次の数値を表すものとす</p> <p><math>Q</math> 排煙風量(単</p>		<p>令第二百二十三号第三項第二号若しくは第二百二十九条の十三の三第三十三項(これらの規定中</p> <p>臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)</p> <p>又は第二百二十六条の三</p>		(ニ) 判定基準

るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令、室付は又室段階

(略)

(略)

位 一分につき  
立方メートル)  
A 煙排出口面積  
(単位 平方メ  
ートル)  
 $V_m$  平均風速 (単位 一秒につきメートル)

第一項第九号(令第九百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合に、あつては、令第二百二十三条第三項第二号及び第二百二十六条の三第一項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。

るす定規に項三十第三の三十の条九十二百第令、室付は又室段階

(略)

(略)

位 一分につき  
立方メートル)  
A 煙排出口面積  
(単位 平方メ  
ートル)  
 $V_m$  平均風速 (単位 一秒につきメートル)  
ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合に、あつては、当該記録により確認すること足りる。

第一項第九号(令第九百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合に、あつては、令第二百二十三条第三項第二号及び第二百二十六条の三第一項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。

昇降路又は乗降ピロ、令第二百二十六条第二項に規定する居る

	(六)	略	略	(七)	略
排煙口					
機械	排煙	設備	煙口の性能	機械	排煙
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			排煙口の排煙風量	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
			排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。		
			この式において、 $Q = 60 \Delta V_m$ $Q$ 、 $A$ 及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
			排煙風量(單位一分につき)		
			令第二百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難又は全性能又は全館避難に影		

昇降路又は乗降ピロ、令第二百二十六条第二項に規定する居る

	(六)	略	略	(七)	略
排煙口					
機械	排煙	設備	煙口の性能	機械	排煙
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			排煙口の排煙風量	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
			排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。		
			この式において、 $Q = 60 \Delta V_m$ $Q$ 、 $A$ 及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
			排煙風量(單位一分につき)		
			令第二百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難又は全性能又は全館避難に影		

(略)	(二)	(略)	
排煙			
機械			
(略)	煙感知器による作動の状況	(略)	<p>立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) <math>V_m</math> 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
	発煙試験器等により作動の状況を確認する。		
	排煙口が連動して開放しないこと。		

(略)	(二)	(略)	
排煙			
機械			
(略)	煙感知器による作動の状況	(略)	<p>立方メートル) A 排煙口面積 (単位 平方メートル) <math>V_m</math> 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</p> <p>響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。		
	排煙口が連動して開放しないこと。		

		(二十五)
風道		
排煙設備の排煙道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道と可燃物、電線等との距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
		断熱材に脱落又は損傷があること又は令第百二十六条の三第一項第七号で準用する令第百十五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

		(二十五)
風道		
排煙設備の排煙道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道と可燃物、電線等との距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
		断熱材に欠落又は損傷があること又は令第百二十六条の三第一項第七号で準用する令第百十五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(略)	(三十五)	(三十四) (三十三)	(三十一) (三十)
(略)	設備	排煙	造の
(略)	特殊な構造の	(略)	防火
(略)	手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	防壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。
(略)	周囲に障害物があり操作できないこと。	(略)	(略)

(略)	(三十五)	(三十四) (三十三)	(三十一) (三十)
(略)	新設	(略)	防火
(略)	手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	防壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。
(略)	周囲に障害物があり操作できないこと。	(略)	(略)

(三)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。	令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条第二十九
			$Q = 60 A V_m$ この式において、 Q、A及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位 一分につき立方メートル） A 排煙口面積（単位 平方メートル） $V_m$ 平均風速（単位 一秒につきメートル）	条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。	令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条第二十九
			$Q = 60 A V_m$ この式において、 Q、A及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位 一分につき立方メートル） A 排煙口面積（単位 平方メートル） $V_m$ 平均風速（単位 一秒につきメートル）	条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(四十九)	略	略	(三十九)	略
特殊な構造の排煙設備の給気送風の性能	(略)	(略)	煙感知器による作動の状況	(略)
給気送風の量	(略)	吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上に連続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	
	(略)	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条又は第百二十九	排煙口が連動して開放しないこと。	

(新設)	略	略	(三十九)	略
特殊な構造の排煙設備の給気送風の性能	(略)	(新設)	煙感知器による作動の状況	(略)
	(略)		発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することでは足りる。	にあつては、当該記録により確認することでは足りる。
	(略)		排煙口が連動して開放しないこと。	

十二百第令 二			
(三)	略	(三)	(三)
備煙防加 設排排圧	(略)		
部の開口遮煙	(略)	(略)	
排出風の口の部の遮煙開口部の開口		(略)	
遮煙開口部の開口			
遮煙開口部の開口			
省告示第六	平成二十八年 国土交通		

$Q = 60 A V_m$

この式において、  
 $Q$ 、 $A$ 及び $V_m$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 $Q$  給気風量（単位 一分につき立方メートル）  
 $A$  吸込口面積（単位 平方メートル）  
 $V_m$  平均風速（単位 一秒につきメートル）

条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

十二百第令 二			
(三)	略	(三)	(四)
備煙防加 設排排圧	(略)		
部の開口遮煙	(略)	(略)	
排出風の口の部の遮煙開口部の開口		(略)	
遮煙開口部の開口			
遮煙開口部の開口			
省告示第六	平成二十八年 国土交通		

三 条 三 項 二 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 の 令 第 二 百 九 十 二 条 の 十

(略)	
(略)	性能
	速
	幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。
	百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

三 条 三 項 二 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 の 令 第 二 百 九 十 二 条 の 十

(略)	
(略)	性能
	速
	幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
	百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百十九条の第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。



源		
(三)	(二)	
況		
発電機及び原動機の状態	発電機の発電容量	通措置の状況
目視又は触診により確認する。	予備電源の容量を確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等にあること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。	九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。

源		
(三)	(二)	
況		
発電機及び原動機の状態	発電機の発電容量	置の状況
目視又は触診により確認する。	設計図書等により確認するとともに、防災設備の容量を確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等にあること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	電源の発電容量が小さく、三十分以上運転できないこと。	脱落があること。

(八)	(七)	略	(四)
-----	-----	---	-----

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	(略)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況
目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。
発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等指示不良若しくは損傷がある	配管の接続部等に漏洩等があること。		燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。

(八)	(七)	略	(四)
-----	-----	---	-----

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	(略)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況
目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。
発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等指示不良若しくは損傷がある	配管類の接続部等に漏洩等があること。		燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。

(削る)	(三)	略	略	略	
	直結 エン ジン				
	直結 エン ジンの 性能	(略)	(略)		
(削る)	始動及 び停止 並びに 運転の 状況		(略)		
	目視、聴診又は触 診により確認する				
	正常に作動 若しくは停 止できない こと、排煙 口の開放と 連動して直 結エンジン が作動しな いこと又は 運転中に異 常な音、異 常な振動等 があること				こと又は運 転表示ラン プ類が点灯 しないこと

(削る)	(三)	略	略	略	
	直結 エン ジン				
	直結 エン ジンの 性能	(略)	(略)		
運転の 状況	始動及 び停止 の状況		(略)		
聴診、触診又は目 視により確認する	目視により確認す る。				
運転中に異 常な音、異 常な振動等	正常に作動 若しくは停 止できない こと又は排 煙口の開放 と連動して 直結エンジ ンが作動し ないこと。				ること又は 運転表示ラ ンプ類が点 灯しないこ と。



池 電 二		具 器 明 照 一	
(削る)	(略)	(二)	(一)
予備電源		非常用の照 明器具	
(削る)	(略)	(略)	(略)

池 電 二		具 器 明 照 一	
(二)	(略)	(一)	
予備電源		非常用の照 明器具	
予備電 源の性 点灯時間を確認す る。	(略)	(略)	(略)
昭 和 四 十 五 年 建 設 省 告			

六	(略)	置装電発用家自び及池電蓄の形置別源電、池電蓄の形蔵内
(略)		(四) (二)
自家		(略)
(略)		

六	(略)	置装電発用家自び及池電蓄の形置別源電、池電蓄の形蔵内
(略)		(五) (三)
自家		(略)
(略)		
		示第千八百三十号第三号第三号の規定に適合しないこと。

別表第四

五項(二)から(六)まで並びに六項(三)から(八)まで及び(十)から(七)までに ついては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づ き実施した点検等の記録がある場合には、(ロ)欄に掲げる検査方法 にかかわらず、当該記録により確認することとする。	自家発電用装置			
	(七)	略	(五)	略
	自家発電用装置			
	自家発電用装置の性能			
状況の作	(略)	運転の 状況	(略)	(略)
	コンプレッサ 、燃 料ポン プ、冷 却水ポ ンプ等 の補機 類の作 動の状 況	作動の状況を確認 する。	目視、聴診又は触 診により確認する 。	(略)
		運転中に異 常な音、異 常な振動等 があること 。	運転中に異 常な音、異 常な振動等 があること 。	(略)

別表第四

(新設)	自家発電用装置			
	(七)	略	(五)	略
	自家発電用装置			
	自家発電用装置の性能			
状況の作	(略)	音、振 動等の 状況	(略)	(略)
	コンプレッサ 、燃 料ポン プ、冷 却水ポ ンプ等 の補機 類の作 動の状 況	作動の状況を確認 する。	聴診、触診又は目 視により確認する 。	(略)
		運転時に異 常な音、異 常な振動等 があること 。	異常な音、 異常な振動 等があるこ と。	(略)

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することにより足りる。</p>	二 飲 料 水 配 管 設 備			<p style="text-align: center;">(略)</p>			
	(略)	(略)	(削)			(略)	(イ) 検査項目
	給湯設備（循環ポンプを含む。）						(略)
	(削る)					(略)	(ハ) 検査方法
(ニ)を除外。					(ニ) 判定基準		

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	二 飲 料 水 配 管 設 備			<p style="text-align: center;">(略)</p>			
	(略)	(略)	(ト)			(略)	(イ) 検査項目
	給湯設備（循環ポンプを含む。）						(略)
	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造					(略)	(ハ) 検査方法
目視又は触診により確認する。			(略)	(ニ) 判定基準			
昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。							

<p>、二項(二)、(三)及び(七)を除く。)並びに三項(二)、(三)、(五)、(十)、(十四)及び(十五)を除く。)</p>	<p>る検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録</p>
<p>一項(一)、二項(一)、(三)及び(七)並びに三項(二)、(三)、(五)、(十)、(十四)及び(十五)</p>	<p>前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>

別記第一号 (A 4)

検査結果表  
(換気設備)  
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	<p>法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</p>	<p>(略)</p>
(1)	機械換気設備	<p>(略)</p> <p>各居室の給気口及び排気口の設置位置</p>
(2)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)	
(3)		

--	--

別記第一号 (A 4)

検査結果表  
(換気設備)  
(略)

番号	検査項目等	(略)
1	<p>法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</p>	<p>(略)</p>
(1)	機械換気設備	<p>(略)</p> <p>各室の給気口及び排気口の設置位置</p>
(2)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)	
(3)		

(4)	)の外観	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)	
		(略)		
(5)～(8)		(略)		
(9)	(割る)	(割る)	(略)	
			機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	(略)
(10)		各居室の換気量	(略)	
(11)～(15)	中央管理方式の空気調和設備	(略)	(略)	
			各居室の温度	(略)
			各居室の相対湿度	(略)
			各居室の浮遊粉じん量	(略)
			各居室の一酸化炭素含有率	(略)
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				

(4)	)の外観	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	(略)	
		(略)		
(5)～(8)		(略)		
(9)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各系統の換気量	(略)	
			各室の換気量	(略)
(10)		各室内の温度	(略)	
(11)	中央管理方式の空気調和設備	(略)	各室内の相対湿度	(略)
			各室の浮遊粉じん量	(略)
			各室の一酸化炭素含有率	(略)
(12)～(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
(20)				

(20)		各居室の二酸化炭素含有率	(略)
(21)		各居室の気流	(略)
(略)			

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1 (9) 「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況調査票（別表1）を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号（A4）

検査結果表  
（排煙設備）  
（略）

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	
(1) ～ (10)	(略)	

(21)		各室の二酸化炭素含有率	(略)
(22)		各室の気流	(略)
(略)			

(注意)

①～⑩ (略)

⑪ 1 (10) 「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況調査票（別表1）を添付してください。

⑫～⑮ (略)

別記第二号（A4）

検査結果表  
（排煙設備）  
（略）

番号	検査項目等	(略)
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	
(1) ～ (10)	(略)	

(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	(略)	(略)	(略)
(13)	～				
(14)			手動開放装置の周囲の状況	(略)	
(15)	～	(略)			
(31)					
(32)	～	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)		
(34)	～				
(35)			手動開放装置の周囲の状況	(略)	
(36)	～	(略)			
(45)	～				
(46)	～	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)		
(48)	～		給気送風機の給気風量		
(49)					
(50)			(略)		

(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	(略)	(略)	(略)
(13)	～				
(14)			手動開放装置の設置の状況	(略)	
(15)	～	(略)			
(31)					
(32)	～	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	(略)		
(34)	～				
(35)			手動開放装置の設置の状況	(略)	
(36)	～	(略)			
(45)	～				
(46)	～	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	(略)		
(48)	～		(新設)		
(新設)				(新設)	
(49)			(略)		

(51) ～ (53)	(略)	
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	
(略)		
(3) ～ (5)	加圧 防排 煙設 備	(略)
(6) ・ (7)	給気口の 外観	(略)
(8)	給気口の 手動開放装置の 周囲の 状況	(略)
(略)		
4	子備電源	
(1)	自家用発 電装置等 の状況	自家用発電装置の防火区画等の 貫通措置の状況
(2) ～ (12)	電装 置	(略)

(50) ～ (52)	(略)	
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	
(略)		
(3) ～ (5)	加圧 防排 煙設 備	(略)
(6) ・ (7)	給気口の 外観	(略)
(8)	給気口の 手動開放装置の 設置の 状況	(略)
(略)		
4	子備電源	
(1)	自家用発 電装置の 外観	自家用発電装置の防火区画の貫 通措置の状況
(2) ～ (12)	電装 置	(略)

(略)			
(18)	直結 エンジン	(略)	(略)
(25)	直結 エンジン	直結エンジン ジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況
(26)			(略)
(削 る)		(削る)	(削る)
(略)			

(注意)

①～⑩ (略)

⑫ 1 (37) 「排煙口の排煙風量」及び1 (49) 「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表 (別表3—2) を添付してください。

⑬～⑯ (略)

別記第三号 (A4)

検査結果表  
(非常用の照明装置)  
(略)

番号	検査項目等	(略)
----	-------	-----

(略)			
(18)	直結 エンジン	(略)	(略)
(25)	直結 エンジン	直結エンジン ジンの性能	始動及び停止の状況
(26)			(略)
(27)		運転の状況	(略)
(略)			

(注意)

①～⑩ (略)

⑫ 1 (37) 「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表 (別表3—2) を添付してください。

⑬～⑯ (略)

別記第三号 (A4)

検査結果表  
(非常用の照明装置)  
(略)

番号	検査項目等	(略)
----	-------	-----

1 照明器具			(略)
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	(略)
(2)	照明器具の取付けの状況		
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	(略)
(割る)		(割る)	(割る)
(2) ~ (4)	(略)		
(略)			
6 自家用発電装置			
(略)			

1 照明器具			(略)
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	(略)
(新設)	(新設)		(新設)
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	(略)
(2)	予備電源の性能		(略)
(3) ~ (5)	(略)		
(略)			
6 自家用発電装置			
(略)			

(13)	自家用発電装置の性能	(略)
(14)		
(15)	運転の状況	(略)
(16)		(略)
(17)		
(略)		

(注意)  
 ①～⑩ (略)  
 ⑪ 2.2 「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表 (別表 4) を添付してください。  
 ⑫～⑯ (略)

別記第四号 (A 4)

検査結果表  
 (給水設備及び排水設備)  
 (略)

番号	検査項目等	(略)
(略)		
2	飲料水の配管設備	

(13)	自家用発電装置の性能	(略)
(14)		
(15)	音、振動等の状況	(略)
(16)		(略)
(17)		
(略)		

(注意)  
 ①～⑩ (略)  
 ⑪ 2.3 「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表 (別表 4) を添付してください。  
 ⑫～⑯ (略)

別記第四号 (A 4)

検査結果表  
 (給水設備及び排水設備)  
 (略)

番号	検査項目等	(略)
(略)		
2	飲料水の配管設備	

(1) (略)			
～ (8)			
(9) 給湯設備 (略)			
・ (10) 循環ポンプを含む。	(削る)		(削る)
(削る)			
(略)			

(注意)

(略)

(1) (略)			
～ (8)			
(9) 給湯設備 (略)			
・ (10) 循環ポンプを含む。	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造		(略)
(11)			
(削る)			
(略)			

(注意)

(略)

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A.4) 給気式 (特殊な構造の排煙装置備)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)			
			m <sup>3</sup> /min			
排 煙 口						
階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) <sup>※1)</sup>	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判 定
						指前なし・要是正
						指前なし・要是正
給 気 送 風 機						
3	吸込口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) <sup>※1)</sup>	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判 定	
					指前なし・要是正	
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え	5 排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)			
	有 ・ 無	指前なし ・ 要是正				

注1) 「測定風速」欄では、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実測値/規 測定方法測定値等が 適正であるか否かを判定すること。

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A.4) 給気式 (特殊な構造の排煙装置備)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)			
			m <sup>3</sup> /min			
排 煙 口						
階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) <sup>※1)</sup>	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	判 定
						指前なし・要是正
						指前なし・要是正
						指前なし・要是正
						指前なし・要是正
						指前なし・要是正
3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え	4 排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)			
	有 ・ 無	指前なし ・ 要是正				

注1) 「測定風速」欄では、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実測値/規 測定方法測定値等が 適正であるか否かを判定すること。

附 則

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。